

各地の便り

埼玉県における畜産環境対策の現状と今後の対策

埼玉県農林部農芸畜産課

1. 本県畜産の概要

本県の畜産は、都市化の発展に伴う畜産環境問題や後継者不足など厳しい状況にあり、農家戸数は年々減少しているが、生産県であると同時に大消費県であるという優位性を生かし、生産量は近年ほぼ横ばいで推移している。

こうした中、平成11年度の畜産粗生産額は約372億円(全国23位)で、野菜、米と並んで、本県農業の基幹部門となっている。畜種別内訳では、乳用牛33.9%(生乳30.6%)、肉用牛5.1%、豚25.8%、鶏33.9%(鶏卵33.1%)となっており、全国と比較すると、生乳、鶏卵の比率が高いということが本県畜産の特徴となっている。

2. 畜産環境問題の発生状況

飼養規模の拡大や混住化の進展、さらには野積みや素堀り等の不適切なふん尿管理により、地域住民との摩擦が生じ、決め手となる打開策が立っていないものもある。

ここ10年間の畜産経営に起因する環境問題の発生件数は、毎年100件前後であるが、その多くは持ち越し案件である。内訳としては悪臭70~80%、虫害30%前後、水質汚濁10~30%程度で推移している。

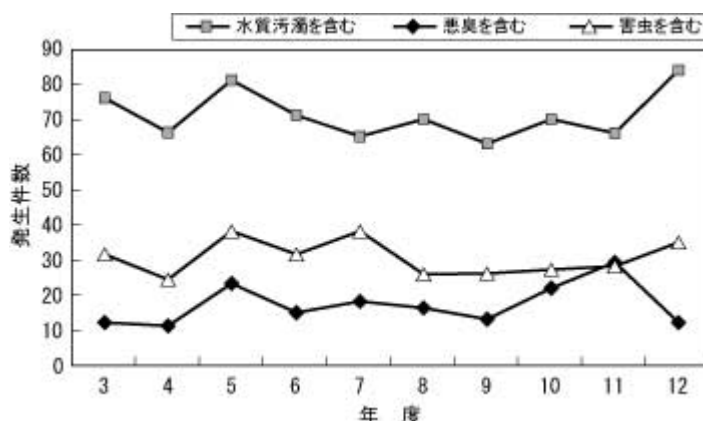


図1 主要環境問題別の発生件数の推移

3. 家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画の策定

家畜排せつ物法に基づき、平成12年7月28日に埼玉県における「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」を制定した。以下はその概要である。

(1) 家畜排せつ物の利用の目標

家畜排せつ物を、有機農産物等の生産に必要な堆肥原料供給源と位置づけるとともに、野積み、素堀り等不適正な管理の解消を図る。

(2) 処理高度化施設の整備

整備を行うことが望ましい処理高度化施設として、適正、効率的かつ低コストな処理方式のものを推進することとし、以下の処理を基本とする。

ア ふん処理

堆肥舎整備を基本とし、簡易なハウス式堆肥化施設等も有機的に利用する。また、大規模なふ

ん処理施設にあっては強制発酵施設の整備を推進する

イ 尿処理

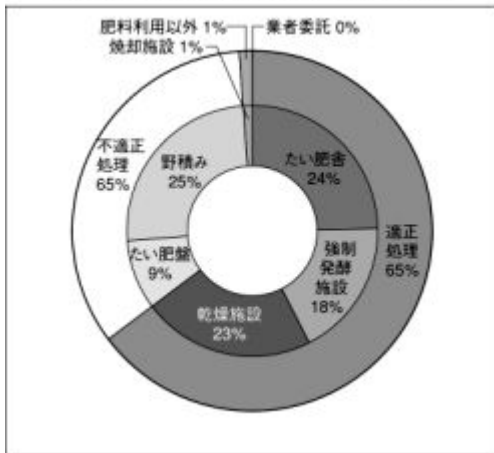
バツ気装置付き貯尿槽等の液肥化施設の整備を基本とするが、大型養豚経営等で液肥を還元する農地の確保が困難なものにあっては浄化処理施設の整備に努める。

(3) 施設の整備目標数

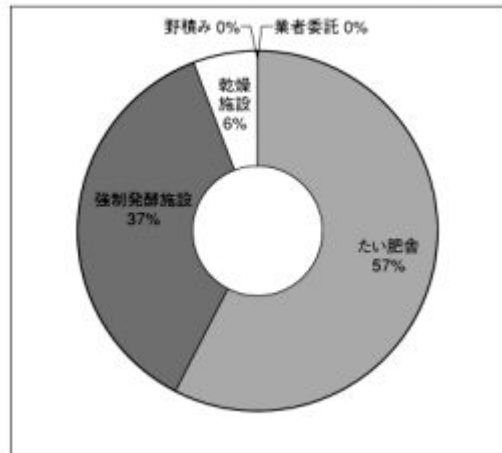
アの家畜排せつ物の処理状況を踏まえ、(1)の目標及び(2)の整備の方針に基づき、イのとおり施設整備を推進することとする。

ア 家畜排せつ物の処理状況

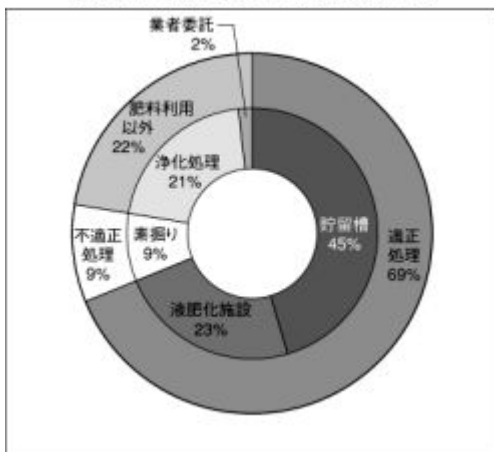
平成10年度ふん処理形態別割合



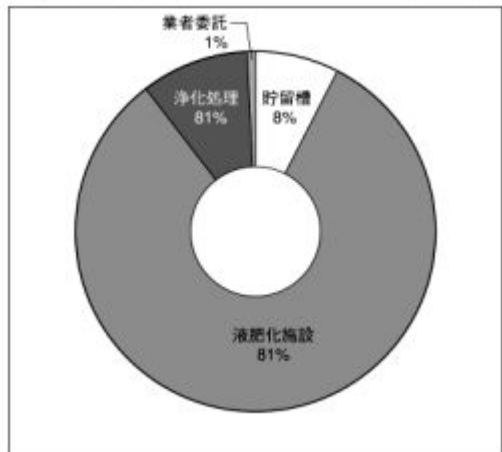
平成16年度ふん処理形態別割合 (計画)



平成10年度尿処理形態別割合

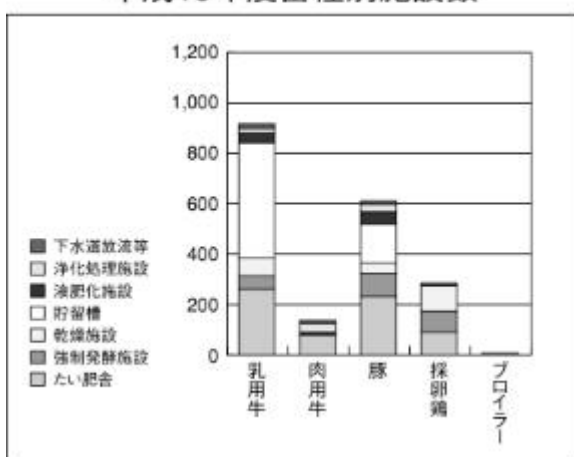


平成16年度尿処理形態別割合 (計画)

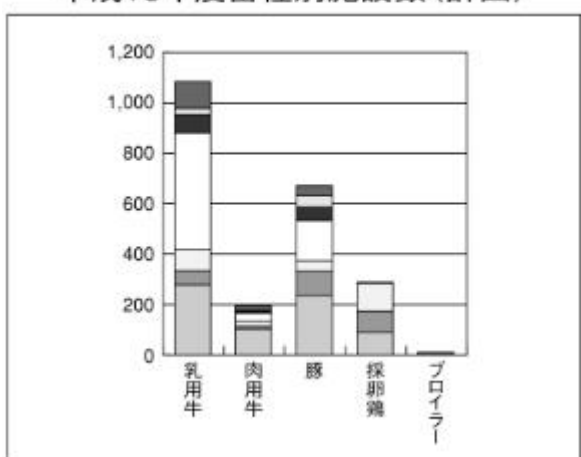


イ 施設の整備目標数

平成10年度畜種別施設数



平成16年度畜種別施設数 (計画)



4. 畜産環境対策の実施

本県では、家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画及び本年度の県畜産協議会(知事の諮問機関)の答申(紙面の都合で省略)を踏まえ、以下のとおり施策を実施していくこととしている。

(1) 環境にやさしい資源循環型畜産確立事業

ア 有機性未利用資源循環システム確立モデル事業(県単)(平成9～)

(ア) モデルシステムの構築試験

(イ) 近赤外分析計による堆肥肥効成分迅速測定法の確立試験

イ 簡易低コスト家畜排せつ物処理施設等開発普及促進事業

ウ 地域プラント整備事業(国庫、県単)

(ア) 地域畜産環境整備対策事業(国庫1/2・県費1/10)

(イ) 家畜排せつ物利用施設整備事業(県単)

混住化が進行する本県の場合、畜産農家だけでなく周辺住民も受益者であるとの観点から、農家集団のみならず、畜産農家個人への補助も認めている。

補助率: 1/3以内(標準事業費の設定あり。)

地区数: 6地区

(ウ) 畜産環境整備機械貸付事業(県単)

(財) 畜産環境整備機構の実施する畜産環境整備リース事業における農家が負担すべき附加貸付料の助成。

(2) 畜産経営環境保全総合対策指導事業

畜産環境保全対策について、指導方針の検討や指導計画を策定し、これに基づき関係機関が連携し、畜産経営に起因する環境汚染問題の解消、未然防止を図る。

また、指導に当たっては、実態調査及び施設管理指導、水質検査、臭気分析調査指導、及び濃密指導を行う。

(3) 安全・安心たい肥リサイクルシステム促進事業

家畜排せつ物の適正管理・有効利用と有機農産物等の高品質安定生産の確保に資するため、地域において畜産農家と耕種農家による継続的な連携が図られる堆肥の需給システムを構築することを目的として次の取組を実施するものである。

ア 本県独自の「優良堆肥品質基準」の策定

イ 優良堆肥生産のための技術指導等

ウ 耕畜連携システムの構築

(ア) 堆肥流通利用推進

(イ) システムの構築活動

なお、事業の予算化に先立って「彩の国有機100倍運動における土づくり及び家畜排せつ物の有効利用の促進のための支援体制について」及び「平成13年度耕畜連携システムの構築のための支援活動実施計画」を制定し、各関係機関が連携して地域における耕畜連携システムの構築を実施するための推進体制を整備した。

5. 有機100倍運動の展開

現在、本県では、(1)有機農業など環境にやさしい農業の実現、(2)消費者に対する安全・安心で高品質な有機農産物等の提供、(3)産地間競争に打ち勝てる特色ある農業経営の実現を確立することを目的に、県を挙げて「彩の国有機100倍運動」に取り組んでいる。この運動の大きな柱

の1つに「有機質資源のリサイクル促進と土づくり」が掲げられており、家畜排せつ物の堆肥の利用はこの中心に位置するものである。